

# 教育委員会定例会事項書

令和5年4月20日(木)  
13:30~ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 栗須委員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 議題

議案第 1号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 2号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 3号 令和5年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について

## 4 報告題

報告 1 公文書の管理の状況について

報告 2 令和5年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

報告 3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

報告 4 訴訟事件の判決について

## 5 閉会宣言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日 時

令和5年3月23日(木)

開会 9時30分

閉会 10時42分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、大森委員、北野委員、栗須委員

欠席者 富樫委員

議事録署名者 北野委員

### 4 採択議案の件名

議案第71号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案

議案第72号 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則案

議案第73号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

議案第74号 教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則案

議案第75号 第3次三重県スポーツ推進計画案について

議案第76号 職員の懲戒処分について

議案第77号 職員の人事異動(事務局)について

議案第78号 職員の人事異動(県立学校)について

議案第79号 職員の人事異動(市町等立小中学校・義務教育学校)について

議案第80号 令和6年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について

### 5 請願陳情の付議の結果

請願21 オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願について

請願21については不採択とする。

### 6 諸般の報告

報告1 県立高等学校の活性化について

報告2 入学志願に係る京都府相楽東部広域連合教育委員会との覚書の改定について

報告3 令和5年度事務局職員の人事異動報告について

報告4 令和5年度県立学校の人事異動報告について

報告5 令和5年度市町等立小中学校・義務教育学校の人事異動報告について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



## 議案第1号

### 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年4月20日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

#### 提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



公立学校職員の報酬並びに手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の報酬並びに手当の支給に関する規則(昭和三〇年三重県人事委員会規則第四号)の一部を次の  
ように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第七条の二 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表(別表第一)及び同表第二号で定める中学校・小学校教育職給料表(別表第二)の規定により規則で定める職員は、三級に昇格した日の前日にその者が属していた職務の級が特一級であつた職員であつて、その者の受けける三級の給料月額に高等学校等教育職給料表の適用を受ける者については七千七百円を、中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者については七千五百円をそれぞれ加算した額が同日において受けるべき特一級の給料月額に百分の百四を乗じて得た額(次項において「基準額」という。)に達しなければならない。</p>	<p>第七条の二 条例第九条第一項第一号で定める高等学校等教育職給料表(別表第一)及び同表第二号で定める中学校・小学校教育職給料表(別表第二)の規定により規則で定める職員は、三級に昇格した日の前日にその者が属していた職務の級が特一級であつた職員であつて、その者の受けるべき三級の給料月額に高等学校等教育職給料表の適用を受ける者については七千七百円を、中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者については七千五百円をそれぞれ加算した額が同日において受けるべき特一級の給料月額に百分の百四を乗じて得た額(次項において「基準額」という。)に達しなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)
<p>3 他の職員との格差上、前二項の規定により難い場合においては、県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをするものとする。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例に基づき、公立学校職員の給料および手当に関する規則の規定を整備する。

### 2 改正内容

高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者のうち、3級に昇格した日の前日にその者が属していた職務の級が特2級であった職員の給料月額の取扱いについて、所要の改正を行う。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 議案第2号

### 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和5年4月20日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

#### 提案理由

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。



公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年三重県人事委員会規則 第二十一号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(用語の定義)	(用語の定義)
第一条 リの規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。	第一条 リの規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。
一・二十一 (略)	一・二十一 (略)
(学歴免許等の資格による号給の額割)	(学歴免許等の資格による号給の額割)
第十三条 (略)	第十三条 (略)
2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「A試験」においては「大学卒」の区分、「B試験」においては「短大卒」の区分、「C試験」においては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。	2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「A試験」においては「大学卒」の区分、「B試験」においては「短大卒」の区分、「C試験」又は「社会人採用試験」においては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。
(経験年数を有する者の号給)	(経験年数を有する者の号給)
第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者（職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において、「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十一月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされていてる職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数として、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が担当と認める年数を除く。）の月数においては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、それを切り捨てた数）に四（新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とするところがやむを得ない。	第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者（職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において、「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十一月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされていてる職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数として、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が担当と認める年数を除く。）の月数においては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、それを切り捨てた数）に四（新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とするところができる。
一 第五条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」においては「大学卒」の区分、「B試験」においては「短大卒」の区分、「C試験」においては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数	一 第五条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」においては「大学卒」の区分、「B試験」においては「短大卒」の区分、「C試験」又は「社会人採用試験」においては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

11～四 (蜜)  
2・3 (蜜)

以後の経過年数  
11～四 (蜜)  
2・3 (蜜)

別紙様111の表及び別紙様111の表の賃貸母

C試験  
社会人採用試験

を

C試験

とする。

附 則

11の賃貸は、公布の日から施行する。

# 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案要綱

## 1 改正理由

社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験（社会人採用試験）の廃止に伴い、規定の整備を行う。

## 2 改正内容

社会人採用試験の廃止に伴い、第2条、第13条、第14条、別表第2ニの表及び別表第6ニの表について所要の改正を行う。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

【参考】別表第2二の表及び別表第6二の表新旧対照表

別表第2(第4条関係)級別資格基準表  
二 行政職給料表級別資格基準表

試験	A 試験	B 試験	C 試験	職務の級				
				1級	2級	3級	4級	5級
採用試験	A 試験	B 試験	C 試験	0	3	7	11	13
				5.5	4	4	2	
				0	6	14	16	
				8	4	4	2	
				0	8	12	16	18
その他の他	中学校卒	高等学校卒	中学校卒	3	12	16	20	22

備考

三重県立水産高等学校の技術職員で船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける者うち、その学歴免許等欄が「中学卒」となる者については、次の表に定めることによる。

職務の級

1級	2級	3級	4級	5級
0	11	4	4	2
0	11	15	19	21

別表第6(第11条関係)初任給基準表

試験	A 試験	B 試験	C 試験	初任給					
				学歴免許等	試験	学歴免許等	試験	学歴免許等	
採用試験	A 試験	B 試験	C 試験	1級	29号給	1級	19号給	1級	29号給
				1級	19号給	1級	19号給	1級	19号給
				1級	9号給	1級	9号給	1級	9号給
その他の他	高等学校卒	中学校卒	中学校卒	1級	5号給	1級	5号給	1級	5号給

備考

三重県立水産高等学校の技術職員のうち、船員法の適用を受ける者については、その当該区分に対応する初任給欄の号給は、それぞれ4号給上位の号給とし、学歴区分が「中学卒」となる者の初任給の号給は、1級5号給とする。

別表第2(第4条関係)級別資格基準表

二 行政職給料表級別資格基準表

試験	A 試験	B 試験	C 試験	職務の級				
				1級	2級	3級	4級	5級
採用試験	A 試験	B 試験	C 試験	0	3	7	11	13
				5.5	4	4	2	
				0	6	10	14	16
				8	4	4	2	
				0	8	12	16	18
その他の他	中学校卒	高等学校卒	中学校卒	3	12	16	20	22

備考

三重県立水産高等学校の技術職員で船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける者うち、その学歴免許等欄が「中学卒」となる者については、次の表に定めることによる。

職務の級

1級	2級	3級	4級	5級
0	11	4	4	2
0	11	15	19	21

別表第6(第11条関係)初任給基準表

試験	A 試験	B 試験	C 試験	初任給					
				学歴免許等	試験	学歴免許等	試験	学歴免許等	
採用試験	A 試験	B 試験	C 試験	1級	29号給	1級	19号給	1級	29号給
				1級	19号給	1級	19号給	1級	19号給
				1級	9号給	1級	9号給	1級	9号給
その他の他	高等学校卒	中学校卒	中学校卒	1級	5号給	1級	5号給	1級	5号給

備考

三重県立水産高等学校の技術職員のうち、船員法の適用を受ける者については、その当該区分に対応する初任給欄の号給は、それぞれ4号給上位の号給とし、学歴区分が「中学卒」となる者の初任給の号給は、1級5号給とする。

報告 1

公文書の管理の状況について

公文書の管理の状況について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 4 月 20 日提出

三重県教育委員会事務局  
教育総務課長



## 公文書の管理の状況について

### 1 三重県教育委員会における令和3年度の公文書の管理の状況

三重県教育委員会において、令和3年度に作成した公文書ファイル等は10,866件で、保存期間が満了した公文書ファイル等は6,614件でした。

令和3年度に発生した公文書ファイル等の誤廃棄については、文書管理に対する習熟度の不足、所属内の周知・徹底が不十分であったことから、保存期間満了前に誤廃棄したものであり、1件（1所属）でした。

なお、県においては、条例に基づき、三重県教育委員会の関係分も含めた県全体の公文書の管理状況を令和5年3月27日に公表しています。

#### （1）公文書ファイル等の作成の状況

教育委員会	保存期間の内訳							件数
	1年	3年	5年	10年	20年	30年	その他	
	657	749	8,693	246	66	439	16	10,866

※ 「その他」は、三重県教育委員会公文書管理規程第38条第1項ただし書の規定による「法令等の規定により、特別の定めが設けられている場合」等です。

※ 県全体（教育委員会含む）の令和3年度に作成した公文書ファイル等の総数は77,587件でした。

#### （2）保存期間が満了した公文書ファイル等の廃棄・移管等の状況

教育委員会	廃棄	移管	保存期間延長	計
	6,523	8	83	6,614

※ 「移管」：保存期間が満了した公文書ファイル等が歴史公文書等に該当する場合には、三重県総合博物館に移管しなければならないとされています（条例第9条第1項）。

※ 県全体（教育委員会含む）の令和3年度に保存期間が満了した公文書ファイル等の総数は57,578件でした。

#### （3）公文書ファイル等の誤廃棄等の状況

教育委員会	誤廃棄	紛失	その他（毀損等）
	1（1所属）	0	0

※ 県全体の令和3年度に発生した公文書ファイル等の誤廃棄等は、教育委員会の1件のみでした。

### 2 三重県教育委員会における令和4年度の公文書の管理の状況

三重県教育委員会において、令和4年度に発生した公文書ファイル等の誤廃棄については、文書管理に対する習熟度の不足により、保存期間満了後、審査会の意見聴取前に誤廃棄したものであり、1件（1所属）でした。紛失については、文書の管理が十分でなかったことにより、保存期間満了前に発生したものが8件（1所属）、保存期間満了後に発生したものが1件（1所属）でした。

### (1) 公文書ファイル等の誤廃棄等の状況

教育委員会	誤廃棄	紛失	その他（毀損等）
	1 (1 所属)	9 (2 所属)	0

※ 令和4年4月18日公表分 紛失8件(1所属)

※ 令和5年3月27日公表分 誤廃棄1件(1所属)、紛失1件(1所属)

### 【再発防止の取組について】

公文書の適正な管理について、文書管理者である全所属長に対して周知文書を発出するとともに、所属長等の会議において周知・徹底を図りました。

公文書ファイルの廃棄作業については、三重県公文書等管理審査会の審査後に法務・文書課から送付される廃棄予定公文書ファイル等一覧により、廃棄可能なものであるかを文書管理担当者と事業担当者の両者で確認後に行うことを行いました。

報告 2

令和 5 年度三重県立高等学校等入学者選抜及び  
三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

令和 5 年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 4 月 20 日提出

三重県教育委員会事務局  
高校教育課長  
特別支援教育課長



令和5年度三重県立高等学校等入学者選抜及び  
三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

I 令和5年度三重県立高等学校入学者選抜の概要について

前期選抜の全日制課程の実施校数は49校110学科・コースでした。募集人数は、前年度から36人減少し、志願者数は、167人減少しました。志願倍率は2.07倍で、前年度から0.02ポイント減少しました。

また、後期選抜の全日制課程の実施校数は53校120学科・コースでした。前年度から、募集人数が204人減少し、志願者数は320人減少しました。最終の志願倍率は1.06倍で、前年度から0.02ポイント減少しました。

各選抜における志願者数や合格者数等の状況は次のとおりです。

1 前期選抜等（2月2日・3日実施）

(1) 前期選抜

課程	実施学校数、学科・コース数	募集人数	志願者数	志願倍率	合格内定者数
全日制	49校110学科・コース	3,447	7,119	2.07	3,665
定時制	5校 12学科	216	277	1.28	179
通信制	1校 1学科	48	41	0.85	41

(2) 連携型中高一貫教育に係る選抜

課程	実施学校数、学科数	募集人数	志願者数	合格内定者数
全日制	2校 2学科	定めていない	15	15

(3) 特別選抜

課程	実施学校数、学科数	募集人数	志願者数	合格内定者数
全日制	1校 1学科	4	0	0
定時制	5校 12学科	48	18	18

2 後期選抜（3月9日実施）

(1) 最終志願状況

課程	募集人数	志願者数	志願倍率
全日制	6,945	7,373	1.06
定時制	563	185	0.33
通信制	399	38	0.10

(2) 合格者の状況（前期選抜等を含む）（合格者発表：3月17日）

課程	入学定員	合格者数
全日制	10,640	10,213
定時制	760	366
通信制	440	84

※ 秋期入学者選抜入学定員（定時制課程10人、通信制課程60人）を除く。

### 3 再募集・追加募集

(1) 再募集（全日制課程及び定時制課程3月23日実施、通信制課程4月4日実施）

課程	実施学校数、学科・コース数	募集定員	志願者数	合格者数
全日制	28校 43学科・コース	427	95	89
定時制	11校 15学科	394	10	7
通信制	2校 2学科	356	12	10

※ 志願者がいなかったため、全日制11校15学科・コース、定時制6校8学科で検査を実施しなかった。

(2) 追加募集（3月29日実施）

課程	実施学校数、学科数	募集定員	志願者数	合格者数
定時制	11校 12学科	347	1	1

※ 志願者がいなかったため、定時制11校11学科で検査を実施しなかった。

### 4 合格者総数

課程	入学定員	合格者総数	充足率(%)
全日制	10,640	10,313	96.9
定時制	760	375	49.3
通信制	440	94	21.4

※ 合格者総数には追検査による合格者（全日制課程11人、定時制課程1人）を含む。

※ 秋期入学者選抜入学定員（定時制課程10人、通信制課程60人）を除く。

## II 令和5年度三重県立高等学校専攻科入学者選抜の概要について

四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科では、令和4年9月15日に特別選抜、令和4年11月8日に一般選抜を実施しました。

また、水産高等学校漁業専攻科及び機関専攻科では、令和5年3月9日に入学者選抜を実施しました。

各専攻科における志願者数や合格者数等の状況は次のとおりです。

なお、桑名高等学校衛生看護専攻科では、5年一貫教育のため専攻科の入学者選抜は実施していません。

### 1 四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜

コース	入学定員	志願者数	合格者数
機械	20人	11	8
電気	(各コース10人程度)	14	11

### 2 水産高等学校漁業専攻科・機関専攻科入学者選抜

学科	入学定員	志願者数	合格者数
漁業専攻科	20人	8	8
機関専攻科		5	5

- III 令和5年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要について  
 令和5年度三重県立特別支援学校入学者選考は、2月3日に選考を実施するとともに、3月20日に再募集による選考を実施しました。  
 各特別支援学校高等部の入学者選考の状況は次のとおりです。

1 選考（2月3日実施）

学校名	受検者数	合格者数	中学部からの合格者数	中学校等からの合格者数
盲学校	4	4	4	0
聾学校	10	10	8	2
くわな	27	27	13	14
西日野にじ学園	44	44	13	31
稻葉	28	28	16	12
松阪あゆみ	31	31	15	16
玉城わかば学園	29	29	16	13
北勢きらら学園	5	5	5	0
城山	5	5	2	3
度会	4	4	4	0
東紀州くろしお学園	4	4	1	3
同おわせ分校	4	4	2	2
伊賀つばさ学園	15	15	9	6
杉の子	2	2	1	1
同 石薬師分校	27	27	6	21
同 草の実校	1	1	1	0
合 計 (16校)	240	240	116	124

(参考)

昨年度実績	243	243	134	109
-------	-----	-----	-----	-----

2 追選考（2月10日実施）

学校名	受検者数	合格者数	中学部からの合格者数	中学校等からの合格者数
くわな	2	2	1	1
西日野	2	2	1	1
稻葉	1	1	1	0
松阪あゆみ	1	1	0	1
度会	1	1	1	0
東紀州くろしお学園 おわせ分校	2	2	2	0
伊賀つばさ学園	2	2	0	2
杉の子特別支援学校 石薬師分校	1	1	0	1
合 計 (8校)	12	12	6	6

3 再募集による選考（3月20日実施）

学校名	受検者数	合格者数	中学部からの合格者数	中学校等からの合格者数
稻葉	1	1	0	1
あゆみ	1	1	0	1
玉城わかば学園	1	1	0	1
北勢きらら学園	1	1	1	0
杉の子石薬師分校	1	1	0	1
伊賀つばさ学園	1	1	0	1
合 計 (6校)	6	6	1	5

(参考)

昨年度実績	7	7	3	4
-------	---	---	---	---

4 合格者総数

県立特別支援学校 高等部	受検者 総 数	合格者 総 数	中学部からの合格者 総 数	中学校等からの合格者 総 数
合 計 (16校)	258	258	127	131

(参考)

昨年度実績	258	258	143	115
-------	-----	-----	-----	-----

報告 3

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について、別紙のとおり報告する。

令和5年4月20日提出

三重県教育委員会事務局  
生徒指導課長



## 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県では、いじめの防止等に関する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を条例により設置しています。

三重県いじめ問題対策連絡協議会の構成委員について、この度の人事異動により、下記のとおり委員の任免を行いました。

新任の委員の任期は、異動発令日から前任者の残任期間の令和5年9月30日までとなります。

記

団体名等	名前及び役職		任期 令和5年4月1日 から 令和5年9月30日 まで
	解任	任命	
三重県 小中学校長会	藤並 みどり	水野 聰子	任期 令和5年4月1日 から 令和5年9月30日 まで
	津市立芸濃小学校長	津市立神戸小学校長	
三重県 小中学校長会	田中 有子	天野 智裕	任期 令和5年4月1日 から 令和5年9月30日 まで
	津市立久居東中学校長	四日市市立 富洲原中学校長	
三重県立 学校長会	井上 珠美	久野 嘉也	任期 令和5年4月1日 から 令和5年9月30日 まで
	県立宇治山田 高等学校長	県立いなべ総合学園 高等学校長	
津地方法務局	西川 昌樹	横山 真弓	任期 令和5年4月1日 から 令和5年9月30日 まで
	津地方法務局 人権擁護課長	津地方法務局 人権擁護課長	
三重県警察	濱口 裕史	門 由実也	任期 令和5年4月1日 から 令和5年9月30日 まで
	生活安全部少年課長	生活安全部少年課長	

(委員名簿)

# 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員

任期:令和4年10月1日~令和5年9月30日

	団体名等	委員名	所属・役職等	新規	備考
有識者	学識経験者	わたなべ けんじ 渡邊 賢二	皇學館大学 教育学部教授		
	三重弁護士会	いとう まさあき 伊藤 正朗	三重弁護士会 推薦弁護士		
	三重県 臨床心理士会	はしもと けいこ 橋本 景子	三重県臨床心理士会 推薦臨床心理士		
学校	三重県 小中学校長会	みずの さとこ 水野 聰子	津市立神戸小学校長	新	
	三重県 小中学校長会	あまの ともひろ 天野 智裕	四日市市立 富洲原中学校長	新	
	三重県立 学校長会	くの よしや 久野 嘉也	県立いなべ総合学園 高等学校長	新	
	三重県 私学協会	おかじま よしのぶ 岡島 義信	青山高等学校長		
教育委員会	三重県 市町教育長会	たにぐち しゅういち 谷口 修一	伊賀市教育委員会 教育長		
	三重県 市町教育長会	きたぐち ゆきひろ 北口 幸弘	菰野町教育委員会 教育長		
児相	三重県 児童相談センター	なかざわ かずや 中澤 和哉	三重県児童相談センター 所長		
法務局	津地方法務局	よこやま まゆみ 横山 真弓	津地方法務局 人権擁護課長	新	
警察	三重県警察	かど ゆみや 門 由実也	県警察本部 生活安全部少年課長	新	
県	三重県 子ども・福祉部	にしさき すいせん 西崎 水泉	三重県 子ども・福祉部次長		
	教育委員会事務局	いのくち まさみつ 井ノ口 誠充	県教育委員会事務局 学校教育担当次長		

(参考)

1 根拠法令

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 1 項

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例

（平成 26 年 3 月 27 日 三重県条例第 6 号）

2 委員数 15 人以内（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第 3 条）

3 任期 1 年（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第 4 条第 2 項）

4 設置日 平成 26 年 7 月 1 日

**いじめ防止対策推進法(一部抜粋)(平成25年9月28日施行)**

第二章 いじめ防止基本方針等

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

**三重県いじめ防止基本方針(一部抜粋)(平成 26 年 1 月 29 日策定 令和 5 年 3 月 31 日改訂)**

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策

（7）三重県いじめ問題対策連絡協議会

本県では、いじめの防止等に關係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会条例により三重県いじめ問題対策連絡協議会を設置する。（平成二十六年三月 三重県条例第六号）（条例第 14 条）（※ 3）

構成は、三重県小中学校長会、三重県立学校長会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重弁護士会の各代表、及び学識経験者等とする。

**三重県いじめ問題対策連絡協議会条例(一部抜粋)(平成26年3月27日施行)**

**(組織)**

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

**(委員)**

第四条 委員は、いじめの防止等に関する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。